

外部評価に係る2次評価一覧

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明	
1	印刷広報費 (ザやまなし) 広聴広報課	無	山梨を紹介する唯一のグラフ誌として、写真を効果的に配置した誌面を通して、山梨の総合情報を効果的に発信し、県内外の多くの方の山梨に関する魅力発見や理解促進及び山梨のイメージアップにつながっている。このため、必要に応じて連載企画など掲載内容の検討を行う中で、読み手の視覚に訴え興味を引くグラフ誌ならではの手法で、引き続き山梨情報を発信していく。	日高	廃止	平成26年3月に改訂された山梨県広報戦略によれば、広報活動の環境が大きく変化の中で、TV、ラジオ、インターネット、SNS、広報誌などの多様な広報媒体によるメディアミックス戦略の重要性を掲げている。その中で「適時・的確・双方向・平易な広報」を「国の内外」に向けて充実させていくことは、本県の広報戦略としてきわめて重要である。また、県単独の広報活動のみならず、市町村や民間機関(放送・報道機関を含む。)の行う広報活動との連携や協力も重要である。こうした全体的な広報戦略の中で、各メディアの役割機能や効果を明らかにし、より一層効果的で効率的な広報戦略を展開する必要がある。以上のような観点から、かいい国体の開催をきっかけに昭和60年度から始まりすでに30年近くが経過している「ザやまなし」の広報媒体としての位置づけを抜本的に再検討すべきである。印刷物による広報媒体については、県政だより「ふれあい」月刊号及び特集号の他に、発行日が柔軟に設定できる「山梨なるほど情報」などがあり、「ザやまなし」との重複がみられる。また、インターネットやSNSの普及は、不特定多数の人々に写真や動画などのビジュアル情報をタイムリーに提供しており、「唯一のグラフ誌」としての「ザやまなし」の機能も相対化して考える必要がある。さらに、近年、富士山世界文化遺産登録や地域再生への関心から、TVや新聞等の県内マスメディアも山梨の地域課題や県内の取り組みを紹介する特集番組や連載企画を組むなど、ビジュアルな地域情報の媒体も豊富になりつつある。加えて、「ザやまなし」は、県が1600部を定価で買い取り、県内外の関係機関などに配布して、広報活動に効果を上げているとされるが、その検証がなされているとはいえない(成果指標の未設定)。限られた予算の中で最大の効果を上げるためには、誰を対象に何を広報しどのような成果に結び付けるのか。そうしたメディア広報の基本中の基本であるセグメンテーションも明確ではない。実際、県の「広報戦略」においてもその位置づけは明確とはいえない。その上、発行にかかる経費のうち県負担分が1900万円以上に上り、うち1370万円が「企画参画料」として支払われているものの、その合理的な根拠については慣例であるという以上に県民に十分な説明ができない現状にある。「ザやまなし」の販売定価は257円(税込)であるが、県の広報媒体としての買取り部数は1600部/月、19200部/年であるから、県負担分19183千円(平成25年度決算)を買取り部数で割ると、1部999円となる。コストパフォーマンスの観点から見ても、きわめて疑問の残る事業であるといわざるを得ない。以上により廃止とするのが適当であると思料する。なお、「ザやまなし」の発行自体は発行者の問題であり、本評価がタウン情報誌としての価値を何らそこねるものでないことはいうまでもない。	有	「ザやまなし」は、山梨県の総合情報を提供するグラフ誌として定着し、読者等の評価も高く、県広報誌「ふれあい」とはタイプの異なる媒体として、その補完的役割も果たしながら県内外への情報浸透に重要な役割を果たしている。また、「ザやまなし」では、発行主体である山梨日日新聞社の企画に県が参加し、同社の持つ豊富なノウハウやデータ等を生かして効果的かつ効率的に情報発信をしているところである。 こうした中、この度の行政評価アドバイザー会議では、企画参画料負担割合の根拠が不明確であること、広報誌「ふれあい」特集号との役割・機能の違いが明確でないなどの指摘をいただき、大変重く受けとめているところである。 一方、県民アンケートによれば、県政情報の入手手段として紙媒体へのニーズが最も高く、また、県の広報において紙媒体を最も重要視するようにとの県監査委員からの指摘を踏まえると、印刷広報の機能強化は引き続き最重要課題として取り組んでいく必要があると考えている。 このため、今後、アドバイザー会議での指摘や、「ザやまなし」が果たしてきた役割・機能を分析する中で、本事業を廃止の方向で検討するとともに、併せて印刷広報媒体を通じた山梨の魅力情報等の効果的な発信について見直ししていくこととする。	
				土橋	廃止	紙ベースでビジュアル的な広報誌は必要であるが、類似媒体として、毎月発行ではないが、平均約55百万円の事業費を投入し、全戸配付している県政だより「ふれあい特集号」がある。約14百万円の企画参画料の積算根拠もやや不明確であり、発行部数も発行当初から50,000部と変化なく、購読者の拡大が図られているとは思えない。 昭和60年からの事業であり、費用対効果を勘案し、「あれもこれも」、「あつた方がよい」というものから、「なくてはならないもの」へと資金の傾斜配分「選択と集中」をしたらどうか。 また、県政情報の周知媒体として、毎月発行されている市町村広報誌との連携を検討したらどうか。			
				五味	廃止	全体の発行部数が5万部に対し2,770部を県が購入して色々な事業に活用しているということであるが、制作費用や広告収入など全体が不透明である。企画参画料の算定根拠があやふやであることが主な理由である。 ふれあいについても写真等を多く利用した媒体になっているので、ふれあいや他の情報発信媒体との協調について、考え方を変えていくべき。発刊から30年経っていて、他のタウン誌的なものも徐々にその姿を変えてきているので、そろそろ考え直してもよいのかと思う。発行自体は県ではないので、発行を止めないということではなく、県として予算を付けて制作に関与し買収するのは止めた方がよいと思う。			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価			2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
2	山梨芸術劇場開催費(委託) 生涯学習文化課	無	鑑賞したり体験した子ども達だけでなく、それを見守る保護者も興味を示し、家族で音楽等を楽しむようになるケースもあり、国民文化祭を経て県民の文化芸術に対する関心が高まる中での裾野拡大や文化意識の向上、さらには、公演団体である県内文化芸術団体のレベルアップにも大きな役割を果たしている。 また、国の文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針・H23年2月8日閣議決定)重点戦略3においても、できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多様な優れた芸術の鑑賞機会を充実することとされている。 併せて、鑑賞した子どもや保護者に対するアンケートでも、鑑賞機会への感謝や再演希望などが多く、事業実施への需要が高いことから、今後も継続して実施する。	日高	要改善	山梨県における独自の芸術文化活動の裾野を広げる活動を支援しその環境を整備することは、文化行政の充実の観点からも教育行政の観点からも、重要である。本事業が、要望を基に学校教育の現場で一定の成果を上げ、また、公演者側にも発表の場を提供することで質的向上の機会となっていることは評価できる。しかしながら、改善すべき課題も少なくない。まず文化行政の観点から、県内の芸術文化団体に発表機会を提供することで「公演団体のレベルアップ」を図ることについてである。公演主体への参加の動機は、生き甲斐づくりから芸術文化水準の向上まで多様であるが、いずれの場合にも観客の意見や感想、提案などの具体的な反応情報を多様な形態で公演者にフィードバックすることが不可欠である。この点で、観賞した児童生徒や教員、保護者への「アンケート」が一部で実施されているものの、きわめて不十分な取り組みに終わっている。アンケートに限らず、公演者のレベルアップにつながる取り組みの工夫が必要である。次に、教育行政の観点からの課題である。学校教育における芸術文化活動の一環として本事業を位置づける場合、学校現場のニーズやカリキュラムと連動した取り組みとして改善する必要がある。特に、演劇や朗読などの公演はコミュニケーション教育とも密接に関連しており、企画段階から公演団体と学校とが連携して、児童生徒の参加や関わりを取り入れるなど、体験学習機会としての位置づけを充実する必要がある。こうした双方向コミュニケーションを通して、公演団体側も生の情報を受け取りスキル向上の機会となると同時に、学校側も、単なる「観客」としてだけでなく、児童生徒の主体的な学習機会をえることにもつながる。そのためには、本事業の所管である企画県民部が、その事務分掌の範囲内だけでなく、教育委員会との有機的な連携をとり、委託先の山梨県芸術文化協会がそうした取り組みを実施できる環境づくりを行うべきである。以上により要改善とするのが適当と料する。	有	県立学校や私立学校も対象としていることから、引き続き県が実施することとするが、体験学習の機会としての位置づけを充実するため、体験学習の機会となるような公演内容を条件とする。公演団体と開催校との打ち合わせにも、そうした内容となっているか、山梨県芸術文化協会事務局が関与していくこととする。 公演団体の活動の場の確保及び活性化につながるよう、すべての公演でアンケート調査を実施し、公演団体にフィードバックする。 また、県教育委員会に、募集に係る情報やアンケート結果などの情報を提供することで、学校のニーズを周知するなど連携を図っていく。
				土橋	廃止	毎年、開催数が6公演では「身近な場所で生の優れた舞台公演に触れることができる」「公演団体の発表機会が増え、レベルアップとなる」という事業目的を達成するには余りに少なすぎるのではないかと。 各学校と身近で連携が密にできる市町村に事業移管することで自主性、独自性が反映され、実施校の拡大、公演団体の出演回数増加によるレベルアップ等、事業目的が達成できるのではないかと。 また、実施校の受益者負担を検討したらどうか。		
				五味	要改善	この事業では、学校での公演を補助するというものであるが、生涯学習文化課が所管しているということは、文化芸術振興基本法の中の「学校教育における文化芸術活動の充実」について規定している第24条に触れなくてもよいのではないかと。 同法第4条で、地方公共団体が文化芸術の振興に関して施策を策定し、実施すると規定されているので、学校で子どもたちに文化芸術を観てほしいという趣旨はわかるが、現在行われている内容で、それが果たせるのかという疑問がある。それならば、学校を一旦離れて、違う形で公演団体にレベルアップをしていただくという方法もあると思う。このままの事業では目的が果たせないのではないかとと思う。こういう形でやるならば、観るとか聴くだけの公演ではなく、実際に子どもたちが体験できるものであってもよいと思う。 一つには、学校で実施する必要もないのではないかとということである。		

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価			2次評価	
		見直し 必要性	説明	評価者	評価 区分	説明	見直し 必要性	説明
3	<p>その他事業経費(消防振興費)</p> <p>山梨県高速道路消防救急連絡協議会負担金</p> <p>一般財団法人救急振興財団負担金</p> <p>山梨県消防団員資質向上等事業費補助金</p> <p>防災危機管理課(消防保安室)</p>	無	<p>中央高速自動車道(中部横断自動車道)における消防、救急業務に関わる課題等は、沿線自治体及び消防本部に基本的に共通する内容であり、定期的に情報交換を行う機会を設けることは重要である。また、迅速に活動するためには、相互の連携体制を図る必要がある。連携体制を確認するため、日ごろの連絡調整のほかに、一堂に会しての研修会の実施や大規模事故の発生を想定した連携訓練を実施するなど、当連絡協議会が果たす役割は大きいと考える。</p> <p>今後本県における高速道路の利用は増加すると考えられ、高速道路において発生する交通事故やトンネル内での火災等は大事事になることが予想されることから、関係機関相互に連絡を密にして、広範囲な高速道路における業務の円滑かつ適正な運営のため継続していく必要がある。</p> <p>一般財団法人救急振興財団については、平成3年8月に各都道府県からの出捐金(総額2,000百万円、山梨県26,000千円)をもって財団を設立し、各都道府県が運営負担金を納入している。主な業務である救急救命士の育成・確保(国家資格取得に向けた高度な応急処置に関する講義等)については、各都道府県で個別に行わずに、全国2か所で行うことにより、効率的かつ確実な育成・確保が可能となっている。</p> <p>また、高齢化の進展や住民意識の変化に伴い、救急出場件数は年々増加しており、救命率の向上のため、県内すべての救急隊に消防庁が目標として整備を進めている救急隊に救急救命士が常時1名以上配置の体制確保に向けて養成を進めていく必要があることから、継続していく。</p> <p>地域における消防防災力の強化を図るためには、地域の実情を熟知し、大きな動員力を有している消防団員の士気の高揚や資質の向上が不可欠であり、県内の消防団員で構成され、団員への研修など、資質向上と団員確保を実施する当該協会事業への支援は必要である。</p> <p>一方、平成25年12月に施行となった「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に明示されているように、消防団員の確保に向けて、企業(従業員)や大学等(学生など若年者)への働きかけなどの事業も効果的なことから、補助対象とする事業についての見直しを検討していく。</p>	日高	要改善	<p>本事業は、山梨県高速道路消防救急連絡協議会負担金(100千円、平成25年度決算、以下同じ)、一般社団法人救急振興財団負担金(6100千円)、山梨県消防団員資質向上等事業費補助金(6242千円)の、三本を束ねたものである。個別の事業に関する改善の課題以前に、そもそも「その他」事業という事業区分の在り方について、本事業に限らず全庁的に見直しが必要である。「その他」とは、特定されたもの以外でそのいずれにも属さないもの、もしくは、あまり重要でないものや主要でないものを表現する際に用いられるごく一般的な用法であると思われる。しかし、事業名としての「その他」は、それ以外に選択の余地のない合理的理由が存在する場合を除き、使用すべきでないと考え。第1に、その用法は行政内部の予算技術上の都合を最優先するもので、県民に対する事業内容の分かり易さを軽視する結果になる。第2に、「その他」で一括された個々の事業の内容や方法を外部から見えやすくするという透明性の担保に反する結果を招く。したがって、「その他」の区分については、その区分基準を明確にすると同時に、できる限り適切な区分法や事業名を採用するなどの改善が必要である。この観点から見ると、とは、その類似性に着目すると、たとえば「消防救急負担金」などの事業名で括することも可能であるように思われる。一方、とは、異なる性格の補助金であり、そもそも他の二者と一緒にしなければならない合理的理由が見当たらない。山梨県消防協会に対する補助金である本事業は、むしろ単独の事業として位置付けることにより透明性を向上すべきものと考え。次に、個別事業の改善課題について、の事業名は、消防団員の資質向上のための「事業補助」であることを強調しているが、その実態は「その他知事が必要と認める事業」のうち消防協会事務局の人件費が約85%を占めていることから「運営補助」という性格を色濃く有している。事業内容に合致した適正な事業名を再検討すべきであると考え、以上により要改善とするのが適当であると思料する。</p>	有	<p>「その他事業経費」のうち、山梨県高速道路消防救急連絡協議会負担金と一般財団法人救急振興財団負担金の2事業については、消防救急に関する負担金という共通点があり、適切な細事業名を検討する。</p> <p>「その他事業経費」のうち、「山梨県消防団員資質向上等事業費補助金」については、他の2事業(負担金)と共通点がないため、個別の細事業とすることを検討する。</p> <p>消防団員の確保に向けて、企業(従業員)や大学(学生など若年者)等、幅広い層への働きかけなどの事業も効果的なことから、補助対象とする事業についての見直しを検討していく。</p>
		無	<p>土橋</p> <p>要改善</p> <p>県は負担金を拠出している立場として、資金トレース、活動実績を確認し、従来以上に事業への関与を強め、負担金の有効活用を図っていただきたい。</p> <p>現状、救急救命士が不足している状況にあるので、救急救命士の資格取得者の増員に向け、財団に対し「教育訓練事業」の強化拡充を要請していただきたい。</p> <p>現状、補助金の大半が人件費補助となっているので、消防団員確保対策事業、操法大会の充実等、事業目的達成をより重視した使途となるよう補助対象事業の見直し等を含め検討していただきたい。</p>	土橋	要改善	<p>山梨県高速道路消防救急連絡協議会負担金は現行どおり、一般財団法人救急振興財団負担金も現行どおり。山梨県消防団員資質向上等事業費補助金は要改善。</p> <p>「その他知事が認める事業」という中に運営費が入っているが、ここに入っているものは経常的なものであって、決して事業ではない。これを「その他知事が必要と認める事業」とするには無理がある。</p> <p>運営事務費を補助するのであれば、事務運営費補助金というように、はっきり補助の内容がわかる表示が必要ではないか。</p>		
		有			五味	要改善		

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明	
4	軽費老人 ホーム事務 費補助金 長寿社会課	無	県が、運営法人に対して補助することにより、軽費老人ホームの運営を維持することが可能となること、及び入所者が低額な料金で安心して暮らせる住まいの提供ができていたことから、引き続きこの事業を実施していく必要がある	日高	現 行 どおり	適正に運用されているものと評価する。なお、地域コミュニティの中で、各施設が「閉ざされた空間」とならないよう、地域住民との交流などコミュニティ活動への積極的な参加を促してもらいたい。	無	各軽費老人ホームの事業運営が適切かつ効果的に行われるよう所管する保健福祉事務所を通じて引き続き指導を行っていく。 また、入所率を高めていくため、各軽費老人ホームに入所者募集の取り組みを強化するよう働きかけるとともに、県では県民に軽費老人ホーム制度の周知を図っていく。	
				土橋	現 行 どおり	各施設に対して財務状況を含め事業運営状況の実態調査、指導等を強化し、入所条件、資格要件等を検証し、入所率100%の推進と健全な施設運営を指導されたい。			
				五味	現 行 どおり	入所者からの徴収額を決定するにあたり、前年度所得以外の要素も考慮するかしないかの検討が必要ではないか。			
5	市町村地域 生活支援事 業費補助金 障害福祉課	無	各市町村は、補助事業を活用することで、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会づくりを進めている。平成25年度にQ&Aを作成し、各市町村に提供するなど、審査事務の効率化に向けた見直しを行ったが、引き続き事務処理の改善に努めていく。	日高	要改善	少子高齢化と人口減少が進行しきわめて厳しい地域社会(地域コミュニティ)の将来が予測される中で、障害者・障害児の当事者としての本人の意思や家族の支えを尊重しつつ、地域コミュニティにおいて日常生活をサポートする体制を整備充実することにより、多様な社会参加の機会を拡充することは、きわめて喫緊の政策課題である。まずは身近な生活の場である市町村レベルにおいて障害福祉計画に基づく具体的な取り組みが求められる。しかしながら、市町村での取り組みには、財政的にも人的にも、また、行政区域の境界の面から見ても、様々な制約や限界がある。そのため、広域自治体である県の役割も小さくない。本事業のような補助事業による財政支援も、一種の制度補助であるとはいえ、不可欠である。加えて、県の役割は、地方分権時代の県と市町村との関係をふまえて、広域連携や市町村の連絡調整を通して、単独の市町村だけでは実行の困難な課題への解決策の提案やそのための仕組みづくりに貢献することであろう。この観点から見ると、本事業のあり方についていくつかの改善課題がある。まず、障害者や障害児がどの市町村に在住していても希望する生活支援サービスを受けられるよう、関係市町村と協議して支援サービスの充実に協力することである。単なる制度補助の事務執行の「効率化」という観点からの見直しの必要ではなく、この補助制度を「ツール」として政策的な観点から県が果たすべき実質的機能を見直す必要がある。たとえば、障害福祉計画上の任意事業についても市町村間計画の格差やサービスのギャップの解消をいかにすべきかなど、次に、広域自治体としてのメリットを活かし、たとえば移動サービスのアクセシビリティの改善や充実策の検討など、市町村の行政区域をまたぐ政策課題の解決への貢献である。具体的には、山梨県障害者自立支援協議会などを通じて、各市町村の地域自立支援協議会との密接な連携を図るなどして課題の解決を図るべきであろう。山梨県地域福祉支援計画の見直しにおいても地域コミュニティの役割が重視されることとされており、障害者・障害児に限らず、住民の誰もが地域コミュニティと関わり、地域コミュニティの中で共生できる環境を再生することは、喫緊の地域課題である。以上により要改善とするのが適当であると思料する。	有	障害者等の福祉の増進及び個を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、市町村担当者から聴き取りを行い、その結果を踏まえ、県・地域の自立支援協議会の協力を得ながら、市町村間のサービス格差の解消、複数市町村にまたがる事業の実施等を促していく。	
				土橋	要改善	各市町村により事業内容、実施状況等にはばらつきがあるので、各市町村の実施事業に対し、現地での実態調査をする等、積極的に事業に関与していただきたい。 その過程で、障害者やその家族を含めたニーズを的確に捉える中で、事業の見直し、改善等を実施し、市町村のばらつきをなくす調整機能をより発揮していただきたい。 成果指標について工夫し、何らかの数値目標を設定していただきたい。それにより、事業のあり方、方向性、内容の見直し等が検証できるのではないかと。			
				五味	要改善	障害者の実数と日常生活用具や意思疎通、移動支援のサービスの受給者数にかなりの開きがある。障害者の中にはサービスを必要としない方もいるかもしれないが、自分でサービスを利用したいという意思表示ができない方もいるのではないかと、実際の支援を行うのは市町村だが、どうしたらそういう方の掘り起こしをしていけるのかということは、県としても施策が必要ではないかと思う。 市町村格差ももちろんだが、個人格差もできるだけなくなるような事業が行われればよいと感じた。			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明	
6	食品衛生自主管理推進事業費 衛生業務課	有	近年の食品衛生を巡る環境は、ヒラメや馬刺しの寄生虫食中毒の発生など、新たな食中毒の発生やHACCPの方式を取り入れた衛生管理運営基準の導入など、毎年大きく変わってきている。 また、レストランにおける食品表示の偽装問題や中国での使用期限切れの鶏肉の使用問題もあったことから、食品衛生の向上、食品の危害防止に係る普及啓発を強化する必要がある。 このことから、補助事業者に食品衛生指導員の研修内容の充実や食品営業者への啓発方法の工夫を行わせながら、現行どおり補助事業を継続する必要がある。	日高	一部 廃止	食の安全性が揺らいでいる今日、食の安全確保のために、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する全体的な活動に、県行政が責任を負うことは当然である。そのため、県では食品衛生監視指導計画を策定して、保健所や関係機関が連携し、また本事業の補助先である山梨県食品衛生協会などの民間団体、事業所などの協働により、食の安全確保に取り組んでいるところである。また、そもそも食の安全確保や自主検査、そのための知識や技術の習得等は飲食等を提供する事業者(食品等事業者)の自己責任により第一義的に確保されるべきものである(食品衛生法第3条)。そのために民間の事業者や団体に対して、その自己責任を全うできるようにするために一時的にあるいは部分的に行政が効果的な支援や協力をすることは当然であろう。しかしながら、本補助事業は、昭和33(1958)年に開始以来既に55年以上が経過している。それにもかかわらず、途中で見直しが必要とされてきたとはいえ、毎年340万円の補助金を支給し続けている。こうした実態は、民間事業者を支援するとしながら、実際には民間事業者の「自主管理推進」を行政が阻害しているとみるほかない。しかも、協会の自主事業として行っている「食品衛生指導員」は、山梨県知事が条例に基づいて委嘱している「食品衛生推進員」と人的にも業務内容的にも重なっており、その立場や役割もあいまいで分かりづらい。ただ、近年の食品衛生をめぐる環境や制度が目まぐるしく変化し、次々と新たな対応を迫られる状況にあることも事実である。そのため、そうした最新の情報提供において、食品衛生監視者としての県の果たすべき役割があることも確かである。こうした観点から、補助対象事業及び補助対象経費を見直すべきであるとする。具体的には、現行の補助対象事業のうち、食品衛生大会の開催及び食品衛生指導員研修会の開催を除く、食品衛生指導員による営業施設の巡回指導、食品安全情報相談窓口の開設、街頭キャンペーンの実施講習会の開催に対する補助部分については廃止すべきである。また、補助対象経費も、とに係る報償費と旅費及び会場借り上げ費に限定すべきである。以上により一部廃止とするのが適当であると思料する。	有	県民の食の安全確保や食品事業者への最新情報の提供は、県の責務である。近年、新たな食中毒の発生や管理運営基準の改正等があり、食品衛生を取り巻く環境は大きく変わってきている。 このような中、県の食品衛生監視員が実施する監視指導の件数は、約28,000件の食品関係施設のうち、大規模施設を中心に年間約13,000件にとどまっており、それ以外の中小事業者への最新情報の提供が必要となっている。 このことから食品衛生指導員による巡回指導、相談窓口の開設、食品衛生大会や指導員の資質向上を図る研修会の開催は、事業効果を上げられるように県が指導、助言を行いつつ、引き続き助成を継続する必要がある。 街頭キャンペーンについては、一時的な啓発にとどまってしまうことから、継続的な啓発が行えるよう、食品衛生月間等普及啓発事業に組み換え、講習会の開催については、廃止を含めて検討する。	
				土橋	要改善	県民の安全・安心は、県が責任をもって対処する必要があると思うので、補助事業者に対し、食品衛生指導員の資質向上のための研修充実や食品衛生指導員との現場巡視等、連携を強化し、OJTを含め県の関与を強めていただきたい。 定率補助とはいえ、ここ数年3,400千円の定額の補助金が交付されている。補助金の資金トレース、事業効果の検証、確認をしていただきたい。			
				五味	要改善	食品衛生指導員による営業施設の巡回指導を対象施設9,000弱に対し、年間16,900行っている。つまり、1営業施設に対して、年間約2回の巡回指導を行っている。その巡回指導を行っているのは、755名の食品衛生指導員であり、一人ひとりの負担はかなりのものである。その食品衛生指導員による巡回指導では、細菌検査などもしないということなので、どのような効果があるのかよくわからない。同じ営業者の中から研修を受けて、食品衛生指導員となるとということなので、その立場が不明であり、その効果が不明瞭、不透明であり、意味合いをもう一度検討し直してほしい。			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明	
7	検診診査検査精度向上 対策事業費 健康増進課	有	県民の健康を守るための検診事業においては、検診精度の維持・向上は必要不可欠であるため、今後も事業を積極的に推進していかなければならない。 また、医療従事者の専門集団である県医師会等に委託することが、事業を実施する上で最も効果的かつ効率的である。 今後は、県民のがんの罹患状況や検診機関の状況など分析した上で、より質の高い検診の提供ができるよう精度管理のあり方を検討していく。	日高	要改善	県民の健康を守るための検診事業の精度を向上・維持することは必要不可欠である。専門的見地から客観的かつ広域的に実施されるべき本事業を県が所管することも妥当であり必要である。そうした検診精度のチェックや向上・維持を県医師会や専門家の学会と提携して行うことも不可欠であろう。しかしながら、毎年1500万円余の予算をつぎ込んで行われる行政事業として、疾病環境や医療技術、検査技術の変化に対応しつつ、前例踏襲に陥ることなく不断の事業実施方法等の見直しが必要なことというまでもない。そうした観点から、たとえば病院等の検診実施機関に対して毎年実施されている検査精度向上事業について、検査項目が年によって異なる部分があるにせよ、全項目を毎年実施する必要があるのか、それとも隔年の実施でも確率的に可能であるのかなど、有効性を損なわない範囲内で効率性を改善する方策はないか、それによって経費を縮減できる余地はないか、専門家の意見を聞きつつ検討を重ねる必要がある。以上から要改善とするのが適当であると思料する。	有	精度の維持・向上を前提としながらも、より効果的・効率的に実施できるよう、医師、臨床検査技師等専門家の意見を踏まえて検討していくこととする。	
				土橋	要改善	検査精度向上事業の成果指標の中で、「早急に改善が必要となる」が3.1%ある。 検査精度は、原則100%完璧なものでなくてはならないと思うので、精度管理のあり方、指導方法等を検討し、完璧なものとしていただきたい。			
				五味	要改善	検診従事者の資質の向上については、すべて無料というのはいかがなものかと思う。資質の向上は日常の本人の業務についてもプラスになるので、そうした意味では、雇用者負担や自己負担があってもよいのではないかと思う。			
8	恩賜林保護 組合連合会 事業費補助 金 森林環境総 務課	有	山村地域での過疎化や、高齢化社会の進展に伴い、恩賜林に対する地域社会の関心の低下が懸念されている中、恩賜林の適正な保護育成のためには、今後も地域に密着した保護活動が不可欠であり、連合会による一元的な指導育成等に対し、引き続き補助事業を行う必要がある。 このため、県で毎年実施している保護団体調査でのヒアリングや連合会との情報共有を進め、本事業の効果を的確に把握し、各団体の適切な保護活動の確保や地域社会における恩賜林への関心の向上に向けて必要に応じた検討を行い見直しを行うこととする。	日高	要改善	恩賜県有財産管理条例に基づき、保護団体は、従来の入会慣行のある恩賜林区域について、火災の予防・消防、盗伐等の防止、有害動物の駆除、稚樹の保育などの保護責任を負うこととされ、そうした保護団体の県下160団体を会員として連合会が組織されている。県は、この連合会を介して、単位保護団体の保護活動等の維持や向上を支援している。平成25年度の保護活動実績はまだ確定していないものの、ほぼ例年並みの実績の見込みという。一定の活動成果を上げていると評価できる。しかしながら、少子高齢化と人口減少が進行する中で、これから先も同様の方法で恩賜林の保護活動が実行できるかは疑問である。保護団体の構成員だけでなく、地域住民や都市住民の恩賜林への関心を喚起して保護活動へのボランティア活動を拡充するなどの方策も合わせて検討する必要がある。そのため、中長期的には、伝統的な入会慣行のあり方や保護組合のあり方の再検討を含めて、山梨県恩賜県有財産土地利用条例の見直しも検討する必要があると考える。以上により要改善とするのが適当であると思料する。	有	本事業の効果的な実施を図るため、県民の恩賜林への関心の向上、保護活動に対する適切な住民参画の在り方等について、保護団体等とも協議する中で必要な見直しの検討を進める。 また、毎年度の事業実績を把握・分析し、翌年度以降への事業改善等に的確につなげるため、成果指標となる実績の集計が速やかに把握できるよう検討を進める。	
				土橋	要改善	昭和52年からの事業であり、過去はそれなりの意義があったと思われるが、毎年度定額補助が実施されており、補助事業の資金トレース、成果の検証等も十分とは言えず、何となく続いているマンネリ化した事業と思われる。 終期を決め、補助金のあり方を検討したらどうか。 成果指標の実績集計が例年12月頃となっている。前倒して集計することにより実績を検証し、次年度への事業改善策等が検討できるのではないか。			
				五味	要改善	土地利用条例の説明を受けたが、今ひとつすっきりしない。連合会のあり方そのものにも問題があるのではないかという感じを受けた。恩賜林の保護は必要であるが、恩賜林はもともと県民の財産であり、連合会のあり方を考え直す時期ではないかという感触を得た。			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価			2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
9	ニホンジカ保護 管理事業費 みどり自然課	有	特定鳥獣保護管理計画では、平成24年度から県・市町村等の管理捕獲等により、計画最終年度(平成28年度)までにニホンジカを適正生息数の4,700頭まで減少させることとしている。このため、平成24年度からニホンジカの年間捕獲目標頭数を12,000頭に設定して捕獲を進め、本事業による捕獲目標は達成しているものの、全体の捕獲頭数は、平成24年度は9,775頭、25年度は11,181頭と目標を下回っている状況である。 本年度は、計画期間の中間年に当たることから、生息モニタリング調査や、これまでの捕獲効果を検証した上で、鳥獣の生息数を適正な水準に減少させるなど「管理」という考え方を基調とする鳥獣保護法の改正も踏まえ、達成期間や年間の捕獲目標頭数の見直しを含めた捕獲体制の整備を検討する。	日高	要改善	長期的かつ安定的に適正な生息数の水準を確保し、同時に、ニホンジカによる農林被害を軽減するためには、計画的、集中的に管理捕獲を実施することはやむを得ない。その観点から見て、平成29年3月までに適正生息数とされる4700頭の水準を達成する上で、現状の捕獲数は十分であるとはいえない。そのため、今後、捕獲目標数の見直しを含めた捕獲体制の整備は喫緊の課題である。同時に、こうした現状について県民に分かり易く情報を提供することも必要である。また、捕獲したシカを食肉に加工してジビエ料理として普及するための「山(森)の恵み」の積極的な活用策も本格的に取り組むべきである。具体的には、たとえば岡山県で取り組まれているようなレストランや精肉販売店と協働したジビエ料理(「備前ジビエ」)の普及事業なども参考にして、県内の食肉加工施設の整備充実とジビエ料理の普及などの方策を具現化する必要がある。以上により要改善とするのが適当であると思われる。	有	特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画について、国が検討を進めている個体数の推計を参考に適正生息数への達成期間や年間捕獲目標頭数等を見直す中で、現行計画に代えて新たに改正鳥獣保護法に基づく第2種特定鳥獣管理計画を策定することとし、これに伴い、ニホンジカ個体数調整捕獲事業の捕獲目標頭数の見直しを図る。 併せて、ニホンジカの生息地の拡大や狩猟者の減少・高齢化に対応し、機動性が高く、効果的な猟具であるくくりわなの普及促進等による捕獲体制の充実を関係機関と連携する中で検討していく。
				土橋	要改善	ここ数年、捕獲数は増加しているものの、農林業被害額も増加している現状である。 実態を検証するとともに、各市町村、隣接県、猟友会等との連携を強化し、捕獲手法やモニタリングの調査手法等捕獲体制の整備を検討していただきたい。		
				五味	要改善	この事業については、みどり自然課だけでなく、いくつかの課がアプローチしているということであるが、その連携がよくわからない。もう少し効率的な連携ができるのではないかという感触を得た。 推定生息数が思うように減っていないのは、対象が動くからではあるが、標高の線引きでは管理できないのではないかと思う。各部署の統一的な事業実施が必要だと思う。		
10	防除事業費 森林整備課	有	当該事業は意図した成果をほぼあげているものの、本県の松くい虫対策をはじめとする森林病害虫対策は、事業実施主体や財源別に7つの事業で実施されており、事業の執行が複雑になっている。 このため、事業の目的や内容、事業主体等により関係する事業を整理、統合するなど、効果的な松くい虫防除対策の実行と併せて事務処理の効率化について、検討を進めていく。	日高	要改善	松くい虫の防除には、媒介するマツノマダラカミキリの羽化の調査などに基づく薬剤散布による駆除と、実際に松くい虫の被害木を発見して伐倒し被害が拡大しないようする伐倒駆除がある。こうした防除事業の実施により、平成21年以降、被害面積が減少している。事業が効果的に実施されていると評価できる。ただ、松くい虫の被害は、アカマツ林であれば、その樹木や山林の所有者や管理者の別に関係なく及ぶ可能性があることは当然である。したがって、松くい虫の防除対策は、適切なタイミングに一言に統一的に実施される必要がある。現状では、事業の実施主体や充当できる財源別に7つの事業で対応されている。そのため、効果的な防除体制と成果が得られるよう、事業の整理統合を行うべきである。以上により要改善とするのが適当であると思われる。	有	行政評価アドバイザー会議の指摘を踏まえ、平成27年度当初予算編成において、事業の目的や内容、事業主体等により関係する事業を整理、統合し、効果的な松くい虫防除対策の実行と併せて事務処理の効率化を図る。
				土橋	要改善	委託業者へ支払う労務管理単価の上昇も見込まれるので、委託業者への成果指標の導入などにより、事業の効率化を図るとともに、7事業で実施されている森林病害虫対策事業の整理、統合等により、事業の効率化、成果の向上につなげていただきたい。		
				五味	要改善	被害面積は徐々に減っているものの、まだ松くい虫の被害は残っている。 民有林での松くい虫対応は、所有者が違うことなどから対応に苦慮していると思うが、その対応の問題や、松くい虫対策事業が7つに分かれていることなど非効率であることについては改善し、効率的な駆除を進めていただきたい。		

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価			2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
11	経営革新支援事業費 成長産業創造課	有	経営革新計画の承認件数は、概ね意図した成果はあげていることから引き続き実施していく。 経営革新の重要性の浸透と更なる取り組みを促進し、承認件数の拡大を図るための方策を検討する。	日高	要改善	地域経済を再生する上で中小企業の経営革新を実現することは重要な地域産業政策である。本事業は、中小企業事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認制度の運用と、その出口戦略の一環としてのトライアル発注商品認定制度の運用からなる。前者については、目標を下回ってはいるものの一定の承認件数があり成果を上げている一方で、計画承認後のフォローアップなどが法的義務付けのない任意事項であることもあって、十分に機能していない。計画申請段階での行政指導などを通じて、その充実を図るべきである。また、トライアル認定制度については、県の発注だけでなく、市町村の発注にも波及するように、市町村への協力をさらに働きかける必要がある。以上により要改善とするのが適当であると思料する。	有	商工団体や金融機関など中小企業の支援拠点に対し働きかけを行い、機関誌などの発送の際に経営革新計画やトライアル発注商品のPRチラシによる周知を行う。 また、商工団体が主催するイベントにおいて、トライアル発注商品の展示を行うとともに、経営革新計画についてもPRを行う。 経営革新計画のフォローアップについては、計画の承認時において、事業者に対しフォローアップ事業による支援を受けることを強く促す。 トライアル発注商品認定制度については、認定商品については、商工団体等へ周知を行うとともに、市町村へも周知を行い、受注機会の拡大を支援する。
				土橋	要改善	「経営革新計画承認制度」、「トライアル発注商品認定制度」とも周知方法等を工夫し、事業拡大を図っていただきたい。 経営革新認定事業の計画の達成状況を把握し、フォローアップしていくためには、県として実態を調査するために現場へ向かい、課題、ニーズを聞き取ることも必要ではないか。 「トライアル発注商品認定制度」については、平成25年度申請件数がゼロである。制度内容に問題があるのか、事業者のメリットが少ないのか、課題を検証していただきたい。		
				五味	要改善	経営革新計画の承認制度については、計画承認後のフォローアップが不十分なため、承認された事業計画がどのような結果となっているかわからない。計画未達成の場合には、その原因を確認しなければ、今後に役立てられないということだと思う。フォローアップを受けるよう事業者に働きかけを行う必要があると思う。 トライアル発注商品認定制度については、商品の性能を保証するものではないが、審査を経て認定されたものなので、さらに周知を行い、広く県民にコマースしてもよい。		
12	Uターン・Iターン就職促進事業費 労政雇用課	有	従来は、大学卒業予定者に対する企業の広報活動開始は学部3年次の12月1日、採用選考活動開始は、翌年4月1日とされていたが、平成27年度卒業予定者から広報活動開始は学部3年次の3月1日、採用選考活動開始が8月1日に変更され、後ろ倒しされる。 この見直しを踏まえ、今後の動向に十分留意しながら情報提供を行うとともに、就職フェアの開催に当たっては、実施方法の検討を行う。	日高	要改善	急速なペースで人口減少が進行している山梨県にとって、人口の維持・増加対策の一環としてのUターンやIターン就職の促進は、重要な課題の一つである。しかしながら、年間1千万円以上をかけて、「やまなし暮らし支援センター」内に移転して取り組まれた県内就職者数の成果は、移転前の平成24年度の60人に対して80人に増加しているものの、学生ベースでは62人でほとんど増えていない。650万円以上の追加コストをかけて得られた成果(コストパフォーマンス)はきわめて不十分である。そもそも、学生の就職活動は、流動する労働市場の動向の中で、企業と学生との交渉により決定されるものであり、そのために県内企業の首都圏大学でのプレゼンスや競争力を拡充するために行政的支援は重要であり有効である可能性はある。しかしながら、個々の企業の求人活動とは別に、採用事業者ではない県がUターンやIターンを目的に行う情報提供や相談活動は、山梨の一般的な魅力や住宅相談など住環境に関するものになりがちだと考えられる。そうした情報提供や相談活動が、そもそもUターンやIターンを考慮している学生にとってニーズにマッチしたものとなっているのかどうか。そうした点の検証も含めて、当該事業そのものの妥当性や有効性を根本的に再検証すべきである。そのため、この事業については一旦終期を設定し、成果の再検証を行うべきである。以上により要改善とするのが適当であると思料する。	有	Uターン就職を推進するためには、学生や大学のニーズを的確に把握する必要があることから、本県出身学生が多く在籍する大学等と「就職促進協定」を締結するなど、より緊密な連携を図って情報収集に努めていく。 また、県内への就職を希望する学生に対しては、「ユースバンクやまなし」への登録を促進し、県が開催する面接会や就職セミナー等のイベントや、詳細な県内企業情報を定期的に提供し、就職活動を支援するとともに、県内への就職状況など成果の把握に努めていく。 就職フェアは、高い技術力を持った県内企業の事業主によるプレゼンや専門家による就職面接対策講座など、独自性のある有意義な内容とする。
				土橋	要改善	民間企業が開催するセミナー等と情報連携するとともに、「やまなし暮らし支援センター」の使用料等費用が増加しているため、同所の立地条件を活かすとともに、学生のアンケート結果等も加味し、実施方法、実施時期等と差別化した独自性のある事業としていただきたい。 また、雇用の受皿を確保すべく関係部と連携し、県内の雇用確保対策等を推進していただきたい。		
				五味	要改善	この事業が学生を対象にしているのなら、やまなし暮らし支援センター内に事務所を設ける必要はないと思われる。 学生をUターンさせるためには、学校に出向いて説明会や相談会をした方が効果的と思われる。		

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明	
13	やまなし暮らし支援センター費 観光振興課	無	<p>やまなし暮らし支援センターが開設して1年が経過したばかりであり、また、1年目の移住決定者の目標をクリアしたことから、当面、推移を見守ることとする。</p> <p>なお、移住決定者の半数以上が50代以上であることから、他事業と連携しながら、より若年世代にも山梨暮らしの魅力の発信を行い、若年層の移住に結びつけていく。</p>	日高	要改善	<p>県内移住や二地域居住をめぐる自治体間競争が熾烈を極めてきている中で、東京にやまなし暮らし支援センターを開設して山梨の魅力を発信することは重要である。開設初年度の移住決定者数が目標の40人に対して、東京、神奈川など52人に達したことは大きな成果が上がったものと評価できる。移住後の市町村は北杜市30人、南アルプス市9人など6市村に及んでいる。一次評価では事業開始1年目で事業課見直しは「無」とされているが、次年度以降の成果につなげるためにも、次のような取り組みが必要である。まず、移住決定者を対象にして山梨に移住決定した決定的な「要因」は何か、こうした要因分析を系統的に行うことが不可欠である。こうした「要因」を特定することで、移住相談の具体性やレベルの向上につながり、さらなる移住決定者の増加につなげることが可能になると思われる。次に、移住先の市町村との連携である。移住のない市町村も含めて、各市町村の強みや課題を明確にし、県と市町村が全県を上げて移住者の誘致に取り組んでいる姿を示すことは、山梨の比較優位をさらに高めることにつながる。自治体間競争の中で、競争の初期に決定的な成果を上げて、移住先における「山梨ブランド」が定着するよう、重点的な資源の投下をする戦略を構築する必要がある。そのためには事業の更なる拡充を含めた検討を行うべきである。以上から要改善とするのが適当であると思料する。</p>	有	<p>関連する移住事業の検証を通じて、やまなし暮らし支援センターの有益性を分析し、同センターにおける相談業務の見直し・レベルの向上を図る。</p>	
				土橋	要改善	<p>平成25年に事業開始したばかりであるので、首都圏農人会、県内出身企業等を活用し、「やまなし暮らし支援センター」の存在の周知強化を図っていただきたい。</p> <p>各市町村と連携強化の中で、首都圏の人たちのニーズがあると思われる農地と住宅が一体となった物件(クラインガルテン等)の供給や移住決定者、既移住者との情報交換を通じた情報発信等を強化していただきたい。</p>			
				五味	要改善	<p>他県から山梨に移住してもらうのは非常にうれしいことである。ただ、NPOふるさと回帰支援センターに委託している金額も少なくない数字である。これだけの委託をして、移住者が52人いたことの費用対効果はどうか。例えば、やまなし暮らし支援センターが移らずに、ふるさと暮らし情報センターにすべての業務を委託した場合に、どのくらいの移住者があるのかという疑問を少々持った。60歳のご夫婦が2年間暮らしした場合、行政収支がプラス1千万円とのことだが、移住をしてもらうのは嬉しいが、これだけの多くの経費をかけただけの意味合いがあるのかどうかの検討をお願いしたい。</p>			
14	中国観光・経済交流拠点活用事業費 国際交流課	有	<p>本県を訪れる外国人観光客の中で40%強を占める中国人観光客については、今後も本県のインバウンドマーケットにおいて重要な位置を占めることが見込まれる。一方で、県内企業が中国国内で独自に活動を行えるだけの基盤はなく、リード役としての県の果たす役割は未だ大きい。さらに、地方レベルでの草の根の交流が日中友好に与える影響は非常に大きく、観光客の増加を図るためには持続的な事業展開が不可欠である。</p> <p>一方、旅行スタイルが団体旅行から個人旅行へと移行する中、引き続き観光客の増加を図るためには、個人旅行者のニーズに対応することが重要であることから、事業効果を常に検証し、検証結果を活動内容に反映させる仕組みを検討する。</p>	日高	要改善	<p>本県のインバウンド戦略の中で中国が相対的に重要であることは理解できる。そのために現地拠点を設けて情報提供やプロモーション、セールス活動を展開することも効果的な方策の一つであろう。しかしながら、本事業にはいくつかの改善の必要な課題がある。まず、委託のあり方である。現状では、北京拠点、上海拠点ともに、平成20年度の事業開始以来、特定の業者とのみ随意契約により固定的な委託関係を結んでいる。また、委託料も、それぞれ300万円で合計600万円の固定金額となっている。そのため、いずれもインセンティブが働きにくく、事業の改善や成果の向上を競うメカニズムに乏しい。次に、成果についてである。委託金額が固定制になり、具体的な事業活動については受託業者の属人的なコネクションに依存していることも関連して、現地での事業活動による成果がどのような形で結実しているかについて、必ずしも明確でない。こうしたことから、投入費用と成果との関係も明瞭にされているとはいえない。したがって、契約方式、委託金額、業務内容ともに抜本的な見直し改善が必要であると考え、インバウンドマーケティングを委託するのであれば、委託する業務活動や成果等を明示した上で、一定のコンペティションが働く方法により実施すべきである。以上により要改善とするのが適当であると思料する。</p>	有	<p>アドバイザー3名から、インバウンド戦略上、現地拠点を設けて情報収集、情報提供、現地PRをするのは効果的な方法の一つであるが、結果の検証方法、定額化している委託費の見直しを含む契約方法の2点について改善が必要であるとの指摘があった。</p> <p>これを受け、委託料が有効に活用されるという観点で、今後の中国観光戦略全体の見直しを行い、事業を継続するかも含め検討する。</p>	
				土橋	要改善	<p>北京、上海の現地法人に定額で委託している事業である。活動拠点が中国であるため、資金使途の確認や活動実績が十分把握できず、また、成果についても正確な把握が不可能な状況である。一方、現地法人にとっては、成果を上げなければならないという緊張感・プレッシャーがあるとは言えない状況である。</p> <p>終期を決め、事業のあり方、事業効果等を検証する必要があるのではないか。</p>			
				五味	要改善	<p>成果指標の延べ宿泊者数は伸びているが、これによる経済効果がわからない。また、資金の使途も明確にされていない。その点について改善をお願いしたいと思う。</p>			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説明	評価者	評価 区分	説明	見直し 必要性	説明	
15	山梨県農業 まつり実施費 等負担金 農政総務課	無	本事業は、秋の収穫期に合わせ本県農業を県民に理解いただく重要な機会となっており、本県産農畜水産物の消費拡大と農業・農村の活性化を図るために必要な事業である。 平成4年度より開催時期が同様な庁内の他3つのイベントを合わせて「ふるさと特産品フェア」として共同開催し、集客拡大や啓発効果を高めるとともに、最近では、事業関与の見直しにより補助から費用負担へと移行し、全国農林水産祭と協調を図り経費削減などの見直しを図ってきている。 このように農業まつりの運営は、国実施の全国農林水産祭や庁内の他のイベント予算と協調して実施していることから、現行どおり実施していくこととする。	日高	一部 廃止	本事業は、昭和29(1954)年に開始されて以降、既に60年が経過している。その間、本事業の目的としている県産農畜産物の消費拡大と農業・農村の活性化のための施策は格段の充実が図られている。そのため、他の関連施策・事業との重複や代替関係を検証したうえで、県の役割、事業の内容や方法等の抜本的な見直しが必要である。そもそも農畜産物の消費拡大や農業の活性化は第一義的に当事者である農業者の自己責任の下で取り組むべき課題である。そのために各種の農業団体が存在しているといえる。行政はそうした農業者の自主的な取り組みを必要に応じて政策的に補完する役割を担うに過ぎない。県が「農業まつり」に関与する根拠として、県の主導で「農業の日(10月15日)」を制定したことが挙げられている。しかし、それは農業への県民の関心を喚起するための情報手法の一つであって、一連の「農業まつり」事業のすべてに県が一律に関与することを義務付けるものではない。しかも、「農業の日」の制定といっても、「県民の日」のような条例の根拠をもつものではなく、また他県にも例がほとんどないと思われる。ちなみに、県が主導して「農業まつり」を実施している例もほとんどないと思われる。したがって、県の関与の在り方は、個々の事業ごとに精査し、県民に対して合理的に説明のつく内容と範囲に限定して行われるべきである。ところが、現状においては、農業まつりの一連の事業を企画運営する「農業まつり実行委員会」に県が構成団体の一つとして参加し、一律に「負担金」として費用の一部を分担する仕組みになっているために、事業ごとの選択的な補助を行うことができない。これは、補助金の統合と県の関与の見直しを勧告した包括外部監査を受けて、平成17、18年度に、補助金から負担金に変更したことによるものである。包括外部監査の勧告の趣旨は、「県の適正な関与の在り方」を問題にしたものであるから、今日の時点で、より適正な関与の在り方の観点から負担金制度の見直しを検討することは、その勧告の趣旨と何ら矛盾しないと思われる。以上のような観点から、事業内容を再検討すると、県が関与する必要のある事業は、農水産業功績者表彰及び農業を育てるナイスカッパル表彰等の式典と、全国農林水産祭へ参加の調整であり、他の事業は基本的には農業団体の自主開催事業として行うべきものであると考える。ただし、「ふるさと特産品フェア」として他の部局とも共同で開催している「まつりの広場」事業については、PRの波及効果が大きいために必要な範囲で県の政策的な支援があってもよいと思われる。したがって、それ以外の事業については、補助対象から除外すべきである。いうまでもなく、こうした見直しを行う前提として、県は「実行委員会」の構成メンバーから外れ、必要に応じて補助を行う仕組みに変更することが不可欠である。以上により一部廃止とするのが適当であると思われる。	有	県の関与の在り方については、今後、実行委員会構成団体や関係部局と検討を進めることとしたい。 事業の在り方については、以下のように見直す。 「農産物の福祉施設への贈呈」については、関係団体と協議のうえ、廃止を検討する。その他の啓発活動については、関係団体と実施方法を検討する。「式典」については、県が表彰主体であり、表彰意義を存続するため継続とする。「農業者のつどい」については、県以外の構成団体の負担金で運営が主体的に行われていることから継続とする。「まつりの広場」については、庁内の関係4部で実施方法を検討していく。「全国農林水産祭」については、県が関係機関の協力を得て、主体的に情報発信等を継続して実施していく必要があり、より効果的なPRが図られるよう関係団体と協議し、実施していく。	
				土橋	要改善	昭和29年からの事業であり、相当期間経過している。環境変化の中で、県の関与を見直す必要があるのではないかと、農業関連団体が自助努力の中で工夫し、それぞれの負担により実施すべきではないか。 また、事業の中心であるまつりの広場「ふるさと特産品フェア」は、他の部署が関連しているため、各部署が連携して業界の自助努力、自己責任を前提に、補助のあり方その必要性について終期を定め検討したらどうか。			
				五味	一部 廃止	事業の中で、継続してもよい事業は「式典」である。他の事業については、事業団体自らが主催し、実施してもよいと考える。「全国農林水産祭」についても、内容は展示・即売を行うことであり、表彰行為がない。県が関与する事業は表彰等がある「式典」であると考える。			
16	農産物流通 販売強化対 策事業費補 助金 果樹食品流 通課(農産物 販売戦略室)	無	東京都中央卸売市場は、国内の販売動向を左右する最大市場であり、その動向や大消費地である首都圏の消費動向、さらには、レストラン、ホテル等の実需者のニーズや要望など生の声を把握し、生産者にフィードバックしていく必要がある。また、海外への販路を開拓していくためには、輸出入事業者へのPR活動や生産品目、生育・出荷情報の提供などを日常的に実施する必要がある。 以上から、経費の節減や効率的な事務・事業遂行のための業務改善を行いながら、引き続き県農産物インフォメーションセンターの運営を支援していく。	日高	現行 どおり	農産物の山梨ブランドを確立し維持するためには、レストラン、ホテル等の大口購買者のニーズや要望を的確に把握し、それを生産者にタイムリーにフィードバックすることが不可欠である。また、今後実需が高まる可能性のある海外販路の開拓についても、積極的な山梨ブランドの効果的な浸透を図る必要がある。こうした国内外での農産物販売戦略を効果的に進める上で、本事業は成果を収めているものと評価できる。以上により現行どおりとするのが適当であると思われる。	無	市場動向や消費者ニーズを的確に把握し、多様化する生産者にフィードバックすることは重要であり、センター職員と県で分担、協働し、事業を進める必要がある。 これまでも、県の業務として、情報の収集・提供や需要促進対策などにより、県の施策である認証農産物の制度の周知や海外販路の開拓などの取り組みを進めてきた。 今後も事業を継続するに当たって、県内農業者を幅広く支援していくため、県としては、レストラン、ホテル等の実需者のニーズを的確に把握し、需要拡大を図るとともに、県の施策である認証制度の普及拡大、海外販路の開拓などの取り組みを強化していく。	
				土橋	要改善	県職員が2名常駐し、さらにインフォメーションセンター使用料等の補助金を交付している事業であるが、業界団体が自助努力、自己責任の中で実施すべきではないか。 また、近年、農畜産物生産者が市場を通さず別途ルートで情報収集し、直接、小売店や消費者等に販売する傾向がある中で、大田市場内にあるインフォメーションセンター運営費へ補助する本事業のあり方について、終期を決め検討したらどうか。			
				五味	要改善	県としては、需要促進対策、輸出拡大のための企画調整、このような部分に本来、力をいれるのが本筋ではないか。 JA未加入の農業生産法人等は、それぞれに情報収集する能力があると思われ、個別農家、生産者に情報提供するためにJAが大田市場で活動しているのであれば、県は、また別な立場から、農業従事者を支える施策を推進すべきと考える。			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価				2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明	
17	山梨県建設業経営支援 アドバイザー 派遣事業費 県土整備総務課(建設業 対策室)	有	本事業は、県内建設業者の経営の抜本的な改善や革新による企業体質の改善に役立っており、ほぼ意図した成果を上げている。引き続きこの事業を行って、社会資本整備や災害復旧活動時に必要不可欠な存在である県内建設産業の活性化に努めるとともに、今後、現在対象となっていない建設業者からの要望などを踏まえ、対象の拡大を検討する。	日高	廃止	本事業は、山梨県入札参加資格を有する中小建設業者を対象として、経営改善や経営革新に取り組むことを支援するために希望する企業にコンサルタントを派遣することで、企業体質の改善を促すことを目的としている。しかしながら、コンサル派遣という事業の手段と企業の経営体質の改善という成果目的との間に、有効な関係を見出すことはできない。コンサルティングの項目のうち解決済みもしくは対処中の事項が95%程度を占めていることから、一次評価で成果が達成できたとしているが、その内容は原価計算や会計ソフトの導入などの基礎的なものが多く、コンサル派遣業務の内容としている「企業の現状分析、経営課題の抽出、企業ビジョンの明確化、経営戦略の策定、経営戦略の進捗管理」などの本来的な経営改善や経営革新とは程遠い内容にとどまっている。また、平成25年度の派遣事業者数も目標を大きく下回る6社にとどまり、企業側の需要自体も低迷している。また、その理由として、平成25年度は国の経済対策補正予算の執行に基づく公共工事の発注件数が増えたため、コンサルを受け入れる余裕がなかったものとの説明がなされているが、これを裏返せばこの事業の緊要性が欠けていることの証左である。さらに、一次評価の見直しの必要性において「今後、現在対象となっていない建設業者からの要望などを踏まえ、対象の拡大を検討する」としている。具体的には、本事業の対象業者である県入札参加資格1096社以外に、入札参加資格を有しない業者にもなし崩し的に対象を拡大することで「需要」を「創出」しようとするものである。現状においても、需要が低迷している上に、経営改善や経営革新という本来的目的が十分に達成できていない状況の中で、「対象」の拡大を行うことは、事業の政策目的を逸脱した本末転倒の事業存続手段に過ぎないのみならず、やむを得ないだろう。本事業の妥当性を根本的に再検討する必要がある。以上により廃止とするのが適当であると思われる。	有	本事業については、コンサルティングを受けた業者を対象としたアンケート調査の回答などからも、これまで一定の成果を上げており、県内建設産業の活性化に寄与してきたと考える。しかし、事業開始から5年が経過し、公共投資額が上向くなど、建設業を取り巻く環境が変化する中で、業者の需要も変化してきており、平成25年度は実績が目標の半分にとどまっていたことなどを踏まえ、廃止の方向で検討する。	
				土橋	廃止	平成25年度活動指標のコンサル派遣事業者数は、目標12社に対し実績は6社となっている。 対象事業者が1,000社余りある中で極めて少ない実績をみると、事業者側にとって本事業に対する需要、ニーズがあるか疑問がある。 昨今の建設業者の動向を見極め、事業者側の現時点での需要、ニーズ、課題を的確に把握したうえで支援事業を実施したかどうか。			
				五味	要改善	現在、5回を上限として派遣しているが、1ヶ月ごとに5回派遣してもその効果はいかかなものか。コンサルティングを実施した結果の状況はわからないが、実施するのであればもう少し長い期間をかけて派遣することも必要ではないか。5回であっても、それを1年間の中で実施するという考え方もある。間を空けて、実施に取り組む期間を設けるということも必要だと思う。外部のコンサルタントというまったく違った目で事業を指導するということも必要だと思うので、実施の仕方に検討を加えたらどうかと思う。			
18	教育研修費 教・総務課	有	近年、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、学力の向上など、複雑かつ多様化する教育課題に対応するためには、個人の力量を培うだけでなく、学校組織マネジメントの視点によって組織としての力も高めて行く必要がある。そのため、管理職の研修だけでなく、各研修会に学校組織マネジメントの視点を積極的に取り込むなど、研修内容の見直しを進めていく。	日高	要改善	複雑かつ多様な教育現場での課題に対応するために、適切かつ効果的な教育研修を充実することは重要である。そのため、本事業の対象としての集合研修の拡充が必要であると同時に、学校現場での職場研修(OJT)と連動させ、効果的な課題解決につながるよう研修企画者と学校現場とのコミュニケーションの仕組みを充実すべきである。また、現場の教育実践の優れた成果を集約して「教育実践事例集」などを策定し、それらを集合研修において全県に普及するなどの取り組みが必要だと思う。以上により要改善とするのが適当であると思われる。	有	複雑かつ多様化する教育課題を解決するため、現場教員へのアンケート調査などを利用しながら学校現場の課題を的確に把握し、課題解決につながる研修を企画していく。 また、研修効果を高めるため、新校長等を対象とした研修については予備日を設けるなど、対象者全員が受講できるよう取り組んでいく。 近年、重要性が高まっている学校組織マネジメントに関しては、外部の人材を活用した研修を企画し、組織力の向上を目指す。 さらに、ストレスの多い環境の中で、各個人の課題を持ち寄り、グループ研修を通じて、悩みや課題の解決に向けて共同して取り組む場を設けていく。	
				土橋	要改善	研修対象者の未受講者が存在しているので、研修効果を確実にするため、対象者全員が受講できる体制をとっていただきたい。 研修講師に、企業経営者、企業の法務担当者など教育関係者以外の人材を選定し、組織マネジメント、コンプライアンス、リスク管理面等の意識改革を図っていただきたい。			
				五味	要改善	経年研修の「5年経験者研修」の約17%の方が欠席している。その全員が産休、育休、病気ではなく、中には精神的なストレスを抱えている方もいるのではないだろうか。集合研修とともに、小規模なグループでミーティングできるような場を設けるのも必要ではないかと思う。非常にストレスの多い仕事だと思うが、お互いに実情がわかっている方たちで話し合いをするのも意味のあることだと思うので、研修内容について検討をお願いしたい。			

調書番号	細事業名 (公共施設名) 担当課	1次評価		アドバイザーによる評価			2次評価	
		見直し 必要性	説 明	評価者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
19	青少年長期 自然体験活 動事業費 社会教育課	有	長年にわたるプログラム改善に伴って、子どもたちの実質的な活動量と時間が増えた一方、一日の活動を振り返って反省し、それを基に次の日の活動の改善方策を策定する時間が少なくなってきた。自然体験活動を通して生きる力を育成しリーダー性を高めるためには、体験活動自体の充実と共に、その活動を通して自分の行動を振り返り、それをより良いものにしていく力の育成が大切である。そのためには、今後は、活動の振り返りの時間を充実するようプログラムを改善したい。その際、振り返りの観点として、近年、上手に人間関係を作れない生徒が増えているため「その活動を通してより良い人間関係を形成できたか」という点に重点を置き、自分を中心としてより良い仲間づくりができるような改善方策を策定させたい。	日高	要改善	通常の学校教育のスキームでは体験できないアドベンチャー体験を通じて、中学生たちが地域リーダーとしての資質を開花させるチャンスを提供するユニークな事業であり、意図した成果を上げていると評価できる。その成果をさらに発展させるために、個々の生徒の資質を開花させるだけでなく、チームワークを形成したり集団をマネジメントする基本的な資質の向上を目的として、人間関係の構築や組織におけるリーダーシップの育成にも取り組む必要がある。以上により要改善とするのが適当であると思料する。	有	本事業は、将来の地域のリーダーを県として育成するものであり、全県から選ばれたリーダーとしての資質を有する中学生が、山梨にはない海洋でのサバイバル生活を通して市町村の枠を超えた人間関係を構築する中で、その資質を向上をさせることに意義があり、その面でこれまで高い効果を上げてきた。また、指導者の確保等の負担が大きいこと、県がこれまで蓄積してきたノウハウに対する信頼度が高いことなどから、県が本事業を継続していくこととする。 今後は、リーダーとしての成長をさらに促すため、参加中学生が成果や課題を把握したうえで改善策を決定・実行し、その中で達成感や自己有用感を得られるよう、個々のプログラムについて、反省・振り返りの時間を確保するほか、人間関係形成能力の育成に向けた活動プログラムや指導方法の改善について検討する。また、参加者の体験がその周囲に好影響を及ぼすよう、各中学校で報告会を実施する等の取り組みを進めていく。
				土橋	要改善	参加者の安全性確保に、引き続き万全を期していただきたい。 経済、社会環境の変化に対応したタイムリーなプログラムとなるよう日々、研究、改善していただきたい。 また、参加者の体験活動が、活動終了後、周囲に好影響を及ぼすような機会、施策等を検討していただきたい。		
				五味	廃止	県が行う事業として適当なのかという疑問を持った。今はいろいろな機会に恵まれていて、参加しようと思えば、県が主催しなくてもこういったチャンスに参加できる状況にある。自己負担金についても格安かも知れないが、決して安い金額ではない。その中で、県がわざわざリスクを冒して行うべき事業かどうか疑問を持ったことから、廃止とさせていただく。		
20	定時制高校 夜食事業費 スポーツ健康 課	有	経済的に恵まれず、本事業を利用して、夜間学校給食により、1日の大半の栄養を得ている生徒もいることから、事業の継続は必要である。しかし、有職生徒のうち、「補助額が低く給食費が払えない」、「仕事の都合で給食の時間に登校できないため学校給食を食べられない」等の理由で本事業の補助を希望できない生徒が20%程度いる。多くの生徒が学校給食を食べることができるよう、本事業の補助単価の見直しなど、生徒にとって魅力ある補助のあり方を検討する。また夜間学校給食時間を弾力的に行う等生徒にとって、より給食を食べやすい環境作りを行い、修学並びに就労の継続につなげるような制度を検討する。	日高	要改善	定時制高校は、そもそも勤労青少年に対する学習機会の保障の観点から設置されてきた。本事業の夜食補助も、こうした観点から有職生徒の経済的負担を軽減することを通じて就学を継続することを主たる目的として昭和33年に開始され今日に至っている。しかしながら、現状では多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増え、アルバイト等を含めた生徒の有職率は5割程度となっている。そのため、必ずしも経済的事情により定時制課程を選択しているとは限らないケースも多く、それぞれの事情や背景はより複雑かつ個別的であると推測される。こうした実態を調査検証した上で、単に補助単価の見直しなどの対症療法ではなく、最も適正な補助形態はどのようなものであるか、再検討が必要である。いろいろな事情で補助を希望できない生徒もいることから、「給食」方式による以外の補助の方式も含めて、より公正な制度となるよう抜本的な再検討と考える。以上により要改善とするのが適当であると思料する。	有	「補助額が低く給食費が払えない」、「仕事の都合で給食の時間に登校できない」などの理由で本事業の補助を希望できない生徒が補助対象となる生徒の20%程度おり、現行の制度には課題があると考えられる。 そこで、すみやかに、給食時間の弾力的運用を図るなど、補助対象となる生徒に補助が行き渡るような取り組みを進めていく。 また、夜間定時に通う生徒の事情や背景は複雑であるため、生徒の実態把握を行った上で、子どもの貧困対策として、補助単価や補助形態の検討など、公正な制度となるよう必要な見直しを行う。
				土橋	要改善	本事業の補助を諸事情により希望できない生徒が約20%存在している状況の中で、対象者すべてが公平に補助が受けられるよう給食時間、支給方法の見直し等を検討していただきたい。 一方で、奨学給付金制度の充実等、子どもの貧困対策全体の中で真に必要な学生が支援を受けられるよう本事業のあり方について検討いただきたい。		
				五味	要改善	補助を受けても給食費が払えない生徒がいる。補助対象者の条件に該当するか否か厳密に判断するのは困難と思うが補助を受け負担が減ることにより、給食がとれ、学習を継続できるということであれば、補助対象者にとって支払いが可能なまでの補助をしてあげたいという思いはある。妥当な措置の検討をお願いしたい。		